

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 臨時電力の力率にかかわる取扱い

臨時電力の適用を受ける、契約電力が500キロワット未満のお客さまの力率は、18（臨時電力）(3)ハにかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

4 この需給約款の実施にともなう切替措置

(1) この需給約款実施前に、東京電力株式会社との需給契約により生じた料金その他の債権債務は、この需給約款実施の日において、当社が東京電力株式会社から承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、この需給約款の規定に準ずるものといたします。

(2) 平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。